

別紙

工事に係る「最低制限価格」の設定基準の改正について

中標津町においては、原則として、工事の請負契約に係る競争入札を行う場合には、最低制限価格制度を適用しております。

このたび、工事に係る当該制度における設定基準を改正し、令和5年4月1日以後に入札を行う工事から適用することとしましたのでお知らせします。

改 正 前
【設定基準】 予定価格の <u>10 分の 7</u> から <u>10 分の 9</u> までの範囲内で、次に掲げる額の合計に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。 (1) 直接工事費の額に <u>10 分の 9.5</u> を乗じて得た額 (2) 共通仮設費の額に <u>10 分の 9</u> を乗じて得た額 (3) 現場管理費の額に <u>10 分の 7</u> を乗じて得た額 (4) 一般管理費の額に <u>10 分の 3</u> を乗じて得た額



改 正 後
【設定基準】 予定価格の <u>10 分の 7.5</u> から <u>10 分の 9.2</u> までの範囲内で、次に掲げる額の合計に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。 (1) 直接工事費の額に <u>10 分の 9.7</u> を乗じて得た額 (2) 共通仮設費の額に <u>10 分の 9</u> を乗じて得た額 (3) 現場管理費の額に <u>10 分の 9</u> を乗じて得た額 (4) 一般管理費の額に <u>10 分の 6.8</u> を乗じて得た額